



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年8月29日金曜日 第2601号

◇ 目 次 ◇ 告 示

保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示..... (森林整備課) ... 721
 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公衆の閲覧に供する方法の一部改正..... (土木管理課) ... 722
 公共測量の実施の通知(2件)..... (道路維持課) ... 723
 開発行為に関する工事の完了(2件)..... (中予地方局建築指導課) ... 723
 土地改良区役員の就退任の届出..... (南予地方局農村整備課) ... 723

公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者..... (薬務衛生課) ... 723
 調剤システムの借入れ..... (障害福祉課) ... 724

監 査 公 表

定期監査結果の公表..... (監査事務局) ... 725

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出..... (選挙管理委員会) ... 726
 政治団体の届出事項の異動の届出..... (") ... 726
 政治団体の解散の届出..... (") ... 726
 資金管理団体の届出..... (") ... 727
 資金管理団体の届出事項の異動の届出..... (") ... 727
 愛媛県知事選挙に関する選挙人名簿の登録日等..... (") ... 727
 愛媛県知事選挙における各候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び回数決定..... (") ... 727
 愛媛県知事選挙における手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者..... (") ... 727

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1020号

保安林の指定施業要件を変更する件(平成26年4月農林水産省告示第624号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を東温市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成26年8月29日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
東温市河之内字三本松乙1636の77、乙1636の193	広島県佐伯郡大野町1665番地219 大西 泰子	森林所有者
東温市河之内字三本松乙1636の80、乙1636の99、乙1636の199	周桑郡櫻樹村大字明河甲674番地 山下 覺治	"
東温市河之内字三本松乙1636の92	大阪市港区弁天五丁目15番8-1104号 近藤 公博	"
東温市河之内字アンソ乙1670の2	松山市別府町394番地 仲原 忠晴	"

東温市河之内字アンソ乙1670の3	温泉郡三内村大字河之内47番 戸近 藤 和 雄	"
東温市河之内字アンソ乙1670の96	東京都江戸川区西葛西四丁目2番33-705号ニューハウス西葛西 近藤 京子	"
東温市河之内字アンソ乙1670の98	松山市中須賀町2108番地 鶴居 律	"
東温市河之内字アンソ乙1670の103	温泉郡川内村大字河之内甲53番地 金性寺	"
東温市河之内字南山乙1672の1、乙1898の1	松山市大街道二丁目2番地8 江戸 忍	"
東温市河之内字南山乙1672の4	松山市大街道二丁目1番地8 江戸 忍	"
東温市河之内字奥南乙1673の50	温泉郡三内村大字河之内70番 戸近 藤 安 長	"
東温市河之内字奥南乙1673の53	温泉郡三内村大字河之内甲34番地 浅野 政市	"
東温市河之内字奥南乙1673の76	温泉郡三内村大字河之内3958番地 近藤 軍次	"
東温市河之内字風呂ノ谷乙1698の57	温泉郡重信町大字見奈良1481番地 菅野 邦彦	"
東温市河之内字本谷乙1882の111	温泉郡川内町大字河之内4358番地 成谷 藤 惠	"
東温市河之内字南山乙1897の1、乙1897の2	松山市畑寺二丁目13番16号 四国造林株式会社	地上権者

東温市河之内字本谷乙1882の7、乙1882の108、乙1882の113、字南山乙1898の4、字池ノ峯乙1899の44	温泉郡川内町大字河之内4765番地 青野 麻 衛	森林所有者	東温市河之内三本松乙1636の83、乙1636の85、乙1636の86、乙1636の196、乙1636の198	温泉郡川上村大字南方289番 戸 松 木 喜 一	所有権移転仮登記
東温市河之内字本谷乙1882の7、乙1882の108、乙1882の113、字池ノ峯乙1899の44	温泉郡川内町大字河之内4735番地 高須賀 盤	"	東温市河之内三本松乙1636の109	温泉郡川内町大字河之内甲2359番地 近 藤 森 太	森林所有者
"	温泉郡川内町大字河之内4721番地 山 下 鶴 栄	"	東温市河之内本谷乙1882の7、乙1882の108、乙1882の113、字南山乙1898の5、字池ノ峯乙1899の44	温泉郡川内町大字河之内2166番地 横 山 敏 夫	"
"	温泉郡川内町大字河之内4817番地 片 山 常次郎	"	東温市河之内字本谷乙1882の7、乙1882の108、乙1882の113、字池ノ峯乙1899の44	温泉郡川内町大字河之内4327番地 近 藤 幸三郎	"
"	温泉郡川内町大字河之内4591番地 渡 部 勇	"	東温市河之内字本谷乙1882の111	温泉郡川内町大字河之内4476番地2 近 藤 幸三郎	"
"	温泉郡川内町大字河之内4600番地 近 藤 光 雄	"	東温市河之内字本谷乙1882の7、乙1882の108、乙108の113	温泉郡川内町大字河之内4502番地 近 藤 登	"
"	温泉郡川内町大字河之内4502番地 近 藤 信 次	"	東温市河之内字本谷乙1882の7、乙1882の108、乙1882の113、字池ノ峯乙1899の44	温泉郡川内町大字河之内4094番地 近 藤 哲 雄	"
"	温泉郡川内町大字河之内4148番地 橋 本 喜太郎	"	東温市河之内字本谷乙1882の111	温泉郡川内町大字河之内4068番地2 近 藤 哲 雄	"
"	温泉郡川内町大字河之内4358番地 成 谷 恵 隆	"	東温市河之内字本谷乙1882の7、乙1882の108、乙1882の113、字南山乙1898の4、字池ノ峯乙1899の44	温泉郡川内町大字河之内4713番地 青野 京 堀	"
"	温泉郡川内町大字河之内4323番地 近 藤 元 一	"	"	温泉郡川内町大字河之内4819番地 近 藤 民三郎	"
"	温泉郡川内町大字河之内4340番地 山 下 静	"	東温市河之内字本谷乙1882の48	温泉郡三内村大字河之内甲50番地 和 田 和 藏	"
東温市河之内字本谷乙1882の110	松山市朝生田町304番地 有限会社城南木材	"			
東温市河之内字本谷乙1882の65	松山市志津川3番地1 岡 本 エミコ	"			
"	松山市志津川3番地1 岡 本 眞喜雄	"			
東温市河之内字南山乙1898の4	温泉郡川内町大字河之内甲4735番地 高須賀 盤	"			
"	温泉郡川内町大字河之内4656番地 近 藤 竹 数	"			
東温市河之内字南山乙1898の5	温泉郡川内町大字河之内甲4591番地 渡 部 勇	"			
"	温泉郡川内町大字河之内甲2764番地8 近 藤 忠 雄	"			
東温市河之内字西山乙1985の106、乙1985の115、	温泉郡三内村大字河之内4713番地 青野 麻 衛	"			
東温市河之内字三本松乙1636の77、乙1636の193	温泉郡川内町大字北方2172番地 樋 口 清 彦	"			
"	温泉郡川内町大字北方2172番地 樋 口 妙 子	"			

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1021号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公衆の閲覧に供する方法（平成13年4月愛媛県告示第866号）の一部を次のように改正し、平成26年9月1日から施行する。

平成26年 8月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1・2 省略	1・2 省略
3 インターネットのアドレス	3 インターネットのアドレス
(1) 県のホームページ	(1) 県のホームページ
	えひめの土木 発注情報

省略

(2) 入札情報公開システム

<http://www.pref.ehime.jp/h40180/e-bid-nyuusatsu/index.html>

省略

(2) 入札情報公開システム

<http://ebid.pref.ehime.jp/ppi.html>

○愛媛県告示第1022号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 8月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成26年 8月29日から
平成27年 3月31日まで
- 3 作業地域 四国中央市豊岡町長田

14条第1項の規定に基づき、伊予市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 8月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（レベル2,500数値地図作成、レベル5,000数値地図作成、レベル10,000数値地図作成）
- 2 作業期間 平成26年 8月29日から
平成27年 3月25日まで
- 3 作業地域 伊予市全域

○愛媛県告示第1023号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第

○愛媛県告示第1024号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年 8月29日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
26中局建（開）第21号 平成26年 8月20日	伊予郡松前町大字永田字松ノ隣333番1、同334番4	伊予郡松前町大字筒井1360番地 渡 部 美 鈴

○愛媛県告示第1025号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年 8月29日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
26中局建（開）第22号 平成26年 8月20日	伊予郡松前町大字筒井字千石81番3	伊予郡松前町大字筒井518番地 エルフォートC棟102号 古 川 栄 一

○愛媛県告示第1026号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宇和島市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 8月29日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小清水 千 明	宇和島市吉田町河内甲176番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	土 居 秀 徳	宇和島市三浦西3263番地

公 告

○公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者について

平成26年 8月 5日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次

のとおりである。

平成26年 8月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

一般

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
10001	10007	10008	10010
10018	10023	10029	10037
10040	10043	10055	10061
10065	10070	10071	

農業用品目

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
20018	20020	20022	20032
20046	20054	20055	20065
20066	20112	20114	20118
20121	20123	20124	20125
20128	20130	20135	20153
20156	20159	20165	20168
20173	20174	20178	20183
20186	20189	20190	20197
20200	20201	20204	20211
20212	20214	20216	20221
20224	20225	20227	20236
20239	20242	20248	20252
20257	20258	20259	20271
20278	20281	20292	20300

特定品目

該当者なし

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年 8月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
調剤システムの借入れ

- (2) 借入物品名及び数量
調剤システム 1式（使用にあたり必要な付帯装置、搬入、据付け、調整、設置、保守等 1式を含む）
 - (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
 - (4) 借入期間
平成27年 3月 1日から平成33年 2月28日まで
 - (5) 借入場所
愛媛県立子ども療育センター
 - (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 知事の審査を受け、平成26年度、平成27年度及び平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 借入期限の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県立子ども療育センター事務局
〒791 0212
愛媛県東温市田窪2135番地
電話 (089)955 5530
 - (2) 入札書の受領期限
平成26年10月17日（金）午前 9時59分まで
 - (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
 - (4) 開札の日時及び場所
平成26年10月17日（金）午前10時00分
愛媛県立子ども療育センター 1階会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条の規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札書の提出に先

立って提出しなければならない。

なお、愛媛県立子ども療育センター所長から当該書類の内容
に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

受領期限：平成26年10月 8日（水）午後 5時

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に
求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効
とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県立子ども療育セ
ンター所長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133
条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低
価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased:
Pharmaceutical management system , 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 17 October 2014
- (3) For further information , please contact: Secretariat , Ehime
Rehabilitation Center for Children , 2135 Tanokubo , Toon ,
Ehime 791 0212 Japan
TEL (089) 955 5530

監 査 公 表

○公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
監査の結果を次のとおり公表する。

平成26年 8月29日

愛媛県監査委員 佐 伯 満 孝
同 戒 能 潤之介
同 徳 永 繁 樹
同 山之内 芳 夫

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
公 営 企 業 管 理 局	
総 務 課	平成26年 6月12日
発 電 工 水 課	平成26年 6月12日
県 立 病 院 課	平成26年 6月12日
松 山 発 電 工 水 管 理 事 務 所	平成26年 6月10日
今 治 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	平成26年 6月 6日
西 条 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	平成26年 6月10日
中 央 病 院	平成26年 6月12日
今 治 病 院	平成26年 6月 6日
南 宇 和 病 院	平成26年 6月 6日
新 居 浜 病 院	平成26年 6月 6日

(監査の結果)

平成25年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施

したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 工業用水道事業

(1) 今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定している。しかしながら、実績給水率（契約給水量に対する実績給水量の比率）は上昇傾向にはあるものの、依然として低調であることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が望まれる。

また、西条地区工業用水道事業については、前年度を上回る純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると221億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

附帯事業（土地造成事業）については、前年度に続いて売却実績がなく、依然として未処分地約12万㎡を有しており、今後とも早期売却等に努められたい。

(2) 営業未収金（納期到来分）について、早期回収に、引き続き努められたい。

（平成26年 3月31日現在 単位：円）

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a) + (b)
西条地区工業用水道 給水料金	844 ,119	0	844 ,119
今治地区工業用水道 給水料金	1 ,613 ,178	0	1 ,613 ,178
計	2 ,457 ,297	0	2 ,457 ,297

2 病院事業

(1) 経営成績について、当年度の純利益については、前年度を17億9,757万円下回る1億3,003万円を計上しており、前年度（19億2,760万円）は、三島病院の譲渡のほか、新居浜病院及び中央病院の7対1看護体制や、中央病院のD P C（診断群分類包括評価）制度の導入など、第3次財政健全化計画に基づく各種施策の取組により、過去最高の純利益を計上したが、当年度は、中央病院の施設運営に伴う経費、資産減耗費など費用の増加により前年度を大きく下回ったもので、P F I事業が計画的に進められていることによる。

しかしながら、累積欠損金は182億円余にのぼり、一般会計等からの長期借入金105億円及び企業債の借入残高353億円と合わせ依然として厳しい財政状態が続いており、引き続き経営健全化に取り組みられたい。

(2) 廃止された三島病院及び北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金について、早期回収に、引き続き努められたい。

（平成26年 3月31日現在 単位：円）

区 分	個人医業未収金 (a)	医業外未収金 (b)	計 (a) + (b)
旧三島病院	19 ,730 ,464	68 ,210	19 ,798 ,674
旧北宇和病院	6 ,006 ,370	891 ,763	6 ,898 ,133
計	25 ,736 ,834	959 ,973	26 ,696 ,807

(3) 個人医業未収金の納期到来分353,268,714円（過年度未収金299,618,818円、現年度未収金53,649,896円）について、早期回収に、引き続き努められたい。（中央病院）

(4) 医業外未収金の納期到来分1,890,710円（過年度未収金1,250,120円、現年度未収金640,590円）について、早期回収に、引き続き努められたい。（中央病院）

(5) 個人医業未収金の納期到来分59,532,003円（過年度未収金44,650,657円、現年度未収金14,881,346円）について、早期回収に、引き続き努められたい。（今治病院）

(6) 医業外未収金の納期到来分247,511円（過年度未収金121,720円、現年度未収金125,791円）について、早期回収に、より一層努められたい。（今治病院）

(7) 個人医業未収金の納期到来分35,012,918円（過年度未収金32,317

298円、現年度未収金2,695,620円)について、早期回収に、引き続き努められたい。(南宇和病院)

(8) 医業外未収金の納期到来分105,710円(過年度未収金99,590円、現年度未収金6,120円)について、早期回収に、引き続き努められたい。(南宇和病院)

(9) 個人医業未収金の納期到来分60,630,660円(過年度未収金48,543

052円、現年度未収金12,087,608円)について、早期回収に、引き続き努められたい。(新居浜病院)

(10) 医業外未収金の納期到来分358,599円(過年度未収金234,009円、現年度未収金124,590円)について、早期回収に、一層努められたい。(新居浜病院)

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成26年 8月29日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
たきもと徹後援会	砂野哲彦	原俊司	松山市千舟町四丁目5-2	平成26年7月29日	
まつやま元気100年宣言	川本光明	原俊司	松山市南高井町788	平成26年7月30日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成26年 8月29日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
愛媛県看護連盟	代表者	吉田昭枝	植岡道玄	平成26年7月2日	
自由民主党愛媛県看護連盟支部	代表者	吉田昭枝	植岡道玄	平成26年7月2日	政党の支部
愛媛県医師連盟	会計責任者	園延峰義	中山恵二	平成26年7月4日	
山下良征後援会	主たる事務所の所在地	宇和島市遊子1360	宇和島市遊子2539-9	平成26年7月4日	
ルネサス西条社会活動委員会	代表者	越智俊盛	木山豊繁	平成26年7月7日	
	会計責任者	越智俊盛	木山豊繁		
脱原発愛媛県知事を創る会	会計責任者	岩城留美子	長野鉄雄	平成26年7月14日	
自由民主党肱川支部	主たる事務所の所在地	大洲市肱川町名荷谷2020	大洲市肱川町大谷1262	平成26年7月18日	政党の支部
	代表者	安川哲生	岩田忠義		
自由民主党愛媛県ときわ会支部	代表者	一色勉	上田廣章	平成26年7月18日	政党の支部

○愛媛県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成26年 8月29日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
山下良征後援会	藤堂定	平成26年6月30日

滝野志後援会	隅田静春	平成26年6月22日	日本維新の会愛媛県総支部	桜内文城	平成26年7月31日
篠崎英代を推薦する会	黒河良子	平成26年7月28日	日本維新の会衆議院愛媛県第4選挙区支部	桜内文城	平成26年7月31日
ともに未来を拓く会	高須賀 紘一	平成26年7月28日	日本維新の会衆議院愛媛県第3選挙区支部	森 夏枝	平成26年7月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成26年 8月29日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
滝本 徹	松山市長	たきもと徹後援会	松山市千舟町四丁目5-2	砂野 哲彦	平成26年7月29日

○愛媛県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体から届出事項の異動の届出があった。

平成26年 8月29日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
文彰会	公職の種類	宇和島市議会議員	愛媛県議会議員	平成26年7月2日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第43号

平成26年11月16日執行予定の愛媛県知事選挙に関する選挙人名簿の登録日等を次のとおり定める。

平成26年 8月29日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

- 被登録資格決定基準日
平成26年10月29日（ただし、年齢については、同年11月16日）
- 登録日
平成26年10月29日
- 縦覧期間
平成26年10月30日

○愛媛県選挙管理委員会告示第44号

平成26年11月16日執行予定の愛媛県知事選挙における各候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及びその回数は、次のとおりとする。

平成26年 8月29日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

区 分	基幹放送事業者	政見放送の回数
テレビジョン放送	株式会社テレビ愛媛	1回
	株式会社あいテレビ	1回
	株式会社愛媛朝日テレビ	1回
ラジオ放送	南海放送株式会社	1回

○愛媛県選挙管理委員会告示第45号

平成26年11月16日執行予定の愛媛県知事選挙における手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者は、次のとおりとする。

平成26年 8月29日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

日本放送協会松山放送局
株式会社テレビ愛媛
株式会社あいテレビ
株式会社愛媛朝日テレビ